

## 健康食品

健康食品は、「健康に何らかの良い影響を与えることが想像される食品の総称」であり、その定義に法的根拠はない。厚生労働省ホームページでは、図に示すように保健機能食品とその他のいわゆる「健康食品」の総称を、いわゆる「健康食品」としている。保健機能食品は、特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品の3つの食品カテゴリーからなり、これらの食品は、食品表示基準に基づき販売されている。一般的に健康食品と認識されている食品は、その他のいわゆる「健康食品」に相当するものである。



図. 健康食品の分類（厚生労働省ホームページより）。

その他のいわゆる「健康食品」と総称される食品は多種多様であり、素材としてケール、クロレラ、はとむぎ、ローヤルゼリー、プロポリス、コラーゲン、アマニ油等が挙げられる。食品としては、お茶、青汁等の飲料、粉末状、サプリメント形状のもの等がある。一方、健康食品には問題点もあり、医薬品が含まれる違法な製品もある（無承認無許可医薬品）。また、健康食品の中には、健康被害との関連が疑われる成分が混在しているケースもあり、厚生労働省は、これらを食品衛生法第8条に基づき厚生労働省告示第119号に定める「指定成分等」と規定している。すなわち、コレウス・フォースコリー（ダイエット目的）、ドオウレン（痛みの緩和等）、プエラリア・ミリフィカ（バストアップ等）、ブラックコホシュ（更年期症状緩和）を含有する食品を「指定成分含有食品」としている。厚生労働省では、これらの食品との関連が疑われる健康被害情報を収集し、専門家によるワーキンググループで検討した後、疑わしい場合は、新開発食品評価調査会及び調査部会で審議後、報告書を作成するとともにホームページで公表している。

(石見 佳子)